

保育料のご案内（2号・3号認定用）

令和7年4月分から令和7年8月分までの保育料決定通知(3号)又は保育料無償化のお知らせ(2号)をお送りいたします。算定方法については以下をご覧ください。

※今回の算定では定額減税反映後の市民税所得割額を用いています。

《詳細》保育料及び給食費について
(横須賀市ホームページ)



市民税所得割額による保育料階層の決定

- ・0～2歳児クラスの保育料は世帯の市民税所得割額により決定します。
- ・3～5歳児クラスの保育料は無償です。ただし、別途給食費（主食費・副食費）等がかかります。
- ・父もしくは母（あるいは両親とも）の市民税所得割額が確認できないときは、いったん年齢区分の最高額で決定します。以下のとおり書類を園または子育て支援課に提出していただくことで再算定します。ただし、再算定をしても保育料が変わらない場合もあります。

①令和6年1月1日時点で横須賀市に住民登録をしていない場合

住民票のあった市区町村から令和6年度市民税課税（非課税）証明書を取得し、ご提出ください。

②未申告の場合

市役所市民税課で令和5年中の所得申告後、令和6年度市民税課税（非課税）証明書を取得しご提出ください。

	保育料	主食費・副食費（おかず、おやつ代）
3～5歳児クラス	なし (保育料無償化)	あり 以下の場合副食費のみ免除 ①市民税所得割57,700円未満（年収360万円相当）の世帯（ひとり親世帯等77,101円未満の世帯） ②第3子以降の子ども ※第○子の数え方 教育・保育施設に通う未就学児の年長者から順番。
0～2歳児クラス	市民税所得割額に応じて決定 (保育料基準額表を参照)	なし (保育料に含まれる)

保育料を算定する税額の年度は、4～8月、9～3月で切り替わります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

令和6年度 市民税所得割額

令和5年1月1日～令和5年12月31日
までの収入に対する税額
(米軍属の方は2023年のW2)

令和7年度 市民税所得割額

令和6年1月1日～令和6年12月31日
までの収入に対する税額
(米軍属の方は2024年のW2)

多子世帯の保育料負担軽減の適用

第2子以降のお子さんの保育料を軽減します。同じ世帯に兄・姉がいる場合、年齢は問わず年長者から数え第2子は保育料半額、第3子以降の保育料は0円になります。（副食費の免除と多子の数え方が異なります。）
兄・姉がいるにも関わらず減免を受けられていない場合、お手数ですが下記事務担当まで連絡ください。